

桜木害虫防止薬剤散布業務
仕様書

令和6年4月

生駒市商工観光課 観光振興室

1. 業務の概要

薬剤散布業務は、門前町地内及びくろんど池周辺の桜の薬剤散布を行うものである。アメリカシロヒトリ、イラガ等被害が大きく、多くの樹種を食害する害虫を対象とし、発生を予防するために、薬剤散布を行うものとする。

2. 一般事項

- ① 薬剤の使用に際しては、農薬取締法（昭和23年法律第82号）等の農薬関連法規、農作物病虫害並びに草防除指導指針等及びメーカー等で定めている使用安全基準、使用方法を遵守すること。
- ② 散布日は風、日照及び降雨等の天候条件を考慮し、実施すること。
- ③ 周辺住民への周知徹底の方法については、作業日前までにお知らせ文書を各戸へ配布し、作業することのお知らせ看板を適所に設置すること。
- ④ 薬剤の調合及び散布作業の際は農薬管理指導士が常駐すること。また、作業中は薬剤散布中あることの看板を住民等に周知ができる適所に設置すること。
- ⑤ 薬剤の空きビン、空袋等は数量確認の上、受託者がすべて持ち帰ること。
- ⑥ 薬剤散布作業時においては、作業範囲に交通誘導員を配置すること。歩行者の安全及びスムーズな通行を確保し、家屋や洗濯物に細心の注意を払い、薬剤がかからないよう誘導すること。薬剤がかかった等の苦情は、現場において対処し、その結果について監督員へ報告すること。
- ⑦ 悪天候により作業実施が困難と見込まれる場合は、作業当日の午前9時00分までに監督員と協議し、その指示を仰ぐこと。また作業開始前に着手の、作業完了時に完了の連絡を行うこと。
- ⑧ 作業実施にあたっては、薬剤散布量及び作業予定期間に従うこと。作業完了後、作業状況のわかる写真を作成し、監督員の指示があればただちに提出すること。なお、写真により作業内容が確認できないものは実施の有無にかかわらず、委託料の支払いをしないことが

ある。

- ⑨ 薬剤の希釈倍率はデミリンについては6,666倍、展着剤については10,000倍その他の薬剤については1,000～2,000倍を基本とする。

⑩ 実施日程

くろんど池周辺：令和6年4月25日（予備日4月30日）

門前町地内：令和6年5月8日（予備日5月10日）

※実施日程が雨天の場合は予備日に実施する。

原則として、上記日程で実施するものとする。

3. その他

本業務仕様書に記載のない事項又は疑義のある事項については、協議の上、定めるものとする。